

ウィング・アスリートクラブ 規約

■プロローグ

ウィング・アスリートクラブはスポーツと文化活動を通じ、地域社会に参画すると共に会員相互の親睦を深め、人との出会いや自然とのふれあいを大切にすると同時に、自己への挑戦と努力を楽しむ事により、人生をより愉しく、心豊かにすることを目的に結成された市民マラソンクラブです。楽しい有用なイベントを幅広く企画し、ランナーの輪を広げ、自由に参加できる会を目指します。

ウィングACは下記の場を目指します。

1. 楽しむ（交流）場
2. 挑戦する（努力）場
3. 経験する（学ぶ）場
4. 尽くす（奉仕）場

ウィングACは3つの交流を大切にします。

1. 人と人との繋がり
2. 人と自然の繋がり
3. 人の心と肉体の繋がり

■会則

第1条（名称）

この団体は「ウィング・アスリートクラブ」（ウィングAC）とする。

第2条（目的）

- ① ランニングによる心身の健康の維持及び増進を図る。
（※本クラブにおけるランニングとは主に長距離、ジョギングとする）
- ② ランニングの普及、振興に寄与、また地域社会に貢献する。

第3条（活動内容）

ランニングの実践、ランニングの研究、ランニングのサポート、会員相互の親睦

第4条（運営年度）

4月1日～翌年3月31日 とする。

第5条（会員資格）

クラブの目的に賛同し、年会費とスポーツ保険加入代金を納入した者。

第6条（年会費）

年間4,000円、10月～12月入会者3,000円、翌年1月～3月入会者2,000円

（※中学生以下は1,000円）

入金後はいかなる場合も返金されない。

第7条（退会・会員資格抹消）

- ① 退会の申し出があった者。

- ② 入会の申し出から1ヶ月以内に会費入金が無かった者。
- ③ 本クラブの運営を妨げる行為をした者。
- ④ 4月30日をもって入金の無かった者は、継続の意志なしと判断し自動的に削除される。それ以降の更新に関しては再度「入会申込書の提出」をもってして登録とする。

第7条（慶弔）

- ① 本クラブ会員自身のご不幸の際は生花（2万円前後）。ご家族（原則、配偶者・ご子息）の場合は会員本人の意向を汲んだ上、弔電で対応する場合がある。
- ② 緊急の場合は、会長、副会長の判断で対応できるものとする。
- ③ 結婚、出産の際は都度会員から寄付を募り対応する。

第8条（代表）

本クラブ会長が務める。

第9条（運営）

- ① 運営は若干名の運営委員、監督コーチで構成される。
- ② 代表と代表以外の半数以上の運営委員、監督コーチの賛成により、本クラブの決議とする。
- ③ 任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- ④ 任期途中での新任、退任は運営委員会、監督コーチ会議で承認する。

第10条（個人情報）

- ① 個人情報はクラブ活動に必要な情報に限り、必要の範囲内においてのみ取り扱う。
- ② 代表の他、運営委員、監督コーチが必要に応じて知り得ることがある。
- ③ クラブ行事やランニング大会等のイベント開催、参加報告の際に、ウィングACのHP、ブログ、掲示板への会員氏名、画像、映像が掲載されることがある。
- ④ 肖像権は本クラブが有する。

第11条（改正）

この規約は運営委員、監督コーチの過半数の同意をもって改正することができる。

第12条（所在地）

千葉県柏市におく。

第13条（設立年月日）

本会の設立年月日は2002年10月1日とする。

第14条（規約施行日）

本会則は2016年4月1日より施行する。

以上